

平成 22 年 3 月 31 日
官民競争入札等監理委員会事務局

実施要項案審査の指針と手続の見直しについて（案）

1. 背景等

- (1) 公共サービス改革法施行から 3 年の間に、各府省等が監理委員会の審議を経て作成した実施要項は 87 件にのぼり、今後監理委員会では、新規案件のほか、既実施事業の実績の評価と更新するための実施要項の審議も増える見込み。
- (2) 監理委員会による審議や事務局の準備作業の中で、実施要項案に法律面や会計面からの様々な不備が見受けられ、実施府省等の検討・審査体制が不十分ではないかとの課題も明らかとなっている。
 - (例) 1 実施要項案を読んでも業務の内容が不明
 - 駐留軍等労働者労務管理機構（防衛省所管）
 - 2 従来の委託先で業務上何ら支障が生じなかったことから、支払いに債務不履行の場合の支払いの留保条項をつける必要はない等と主張
 - 情報処理振興機構（経済産業省所管）
- (3) 以上を踏まえて、事務局は昨秋より実施要項の審査の効率化等のために実施要項の指針と手続の見直しに着手し、「入札小委WG」においても議論。

2. 指針と手続の見直しの対応方針

- (1) 「実施要項指針」及び「情報開示指針」に、最近の入札監理小委員会の実施府省等への共通する指摘事項を追加し、また、実施府省等にわかりやすい表現に修正するために全面的に改訂することとする。
- (2) 実施要項作成に当たっての基本的なチェックポイントを定める「実施要項案のチェックリスト」を全面的に改訂するとともに、実施府省等が記入して事務局に提出するよう求めることとする。
- (3) 事務局より実施府省等に以下の内容を含む留意事項の文書を発出し、実施要項案作成に当たっての審査体制の強化を指示することとする。
 - ① 担当部局が責任を持って実施要項案を作成するとともに、事務局へ提出前に会計課、総務課、文書課、政策評価担当部局等により、入札手続等の会計面、法律面の審査を適正に行うこと
 - ② 記載事項の基本的な審査を確認するため、「実施要項案のチェックリスト」に記入の上、事務局に提出すること
 - ③ 事務局と調整して十分余裕のある実施要項案の監理委員会の審議スケジュールを実現すること